彦根市次世代育成支援行動計画 (後期計画)

素案

平成22年2月

彦根市

目次

第1	章	計画の策定にあたって	1
1	1	少子化社会の現状	2
2	言	計画策定の背景および趣旨	3
3	言	計画の性格	4
4	· 🗎	計画の期間	5
5	Ē	策定方法	5
第2	章	彦根市の課題	7
1	5	分野別課題	8
2	Ī	重点課題	12
第 3	章	基本理念と重点プロジェクト	15
1	1	基本理念と施策の展開の考え方	16
2	1	基本理念	17
3	Ī	重点プロジェクト	18
第 4	章	施策の展開	23
1	į	身近で安心な子育て支援	26
2	亲	親子の元気を応援する保健・医療	32
3	=	子どもが心豊に育つ遊びと学びの環境	36
4	. 0	のびのびと子育てができるまちづくり	42
5	1	仕事と家庭の両立に向けた支援	44
6	=	子どもも大人も安心できる生活環境	46
7	ā	みんなが共に生きるまちづくり	49
8	=	子育ての輪を広げるために 市民参加の推進体制	53
第 5	章	目標値	57
第6	章	計画の進行管理	61

第1章 計画の策定にあたって

少子化社会の現状

1

わが国の人口は平成 17 年から減少に転じ、先進諸国が経験したことのない人口減少社会に移行しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は、平成 17 年の 1 億 2776 万 8 千人から 30 年後の平成 47 年には 1 億 1067 万 9 千人に減少すると予測されています (平成 18 年 12 月「日本の将来推計人口」の中位推計)。

また、少子化の進行についてこれまでを顧みると、全国の合計特殊出生率は平成19年に1.34と、 人口を維持できる水準である2.07を大きく下回っており、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

こうした少子化傾向の背景には、女性の社会進出への社会的対応の遅れ、子育てに係る経済的負担の増加に加え、仕事と家庭の両立をはじめ、子どもを産み育てることが難しいと感じている若年世代の増加があるといわれています。また、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化の進展に加え、「若者世代の子どもを持つことの意識の変化」という現象も一因とされています。

このような少子化は、長期的には労働力人口の減少をもたらし、社会の様々な分野に影響を与える可能性があることから、国民的な理解に基づく対策が必要となっています。

また、親の過保護や過干渉がある一方、育児放棄などに見られる子どもへの愛情の欠如等、両局面の顕在化、子ども同士、特に異年齢の子どもや地域の人との交流機会の減少などにより、子どもの社会性が身に付きにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長に対しても影響が現れています。

さらに、都市化や核家族化によって親自身の社会性に対する弱さや本来の地域社会が有している住民のつながりが希薄化することなどにより、子育て家庭が孤立したり、育児不安からのストレスを抱えることも増えています。一方では、女性の社会進出やライフスタイルの多様化、さらには母親の就業率が高まるとともに多様な保育ニーズが増加傾向にあることから、「育児は母親が担うもの」という考えを改めることが求められています。このため、男性も含めた働き方の見直し、学校や家庭における教育の充実、子育てに関する相談の充実、地域住民の支えあいの強化、多様な保育サービスなどにより、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる社会をつくることが必要となっています。

さらに、虐待やいじめ、少年による犯罪の発生および子どもを狙った犯罪の多発など、子どもの 人権を侵害したり、子どもや若者の人としての成長に著しく支障をきたす社会問題が生じている上、 ニート、引きこもりと呼ばれる若者の増加など、若者の社会性の育成や社会環境の健全化が大きな 課題となって浮上しています。

これらは、国や地方公共団体、各種専門機関、そして国民一人ひとりが取り組まなければならないものといえます。

計画策定の背景および趣旨

2

少子化の流れを変えるため、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、さらに充実した 対策を進める必要があります。

こうした観点から、国は平成 15 年 7 月に、次世代育成支援対策に関して地方公共団体および企業における 1 0 年間の集中的・計画的な取組を促進するため「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律は、国民が子どもを生み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てができる環境づくりを総合的・計画的に推進するための行動計画の策定を義務づけ、総合的、かつ、効果的に推進していこうとするものです。

また、平成19年12月には「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定したほか、平成20年2月には「新待機児童ゼロ作戦」を掲げました。さらに、次世代育成支援計画の策定は現在301人以上の従業員を有する事業所に義務付けられていますが、この策定義務が平成23年4月からは101人以上の事業所へと拡大されます。加えて、子ども若者育成支援推進法(平成21年制定)によって子どもから30代までの若者への総合的支援が制度化されつつあるとともに、平成21年8月の政権交代によって、子どもおよび子育て家庭への新たな支援策が講じられようとしています。また、少子化社会対策基本法に基づく「大綱」として、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」(おおむね5年後に見直し)が定められました。

彦根市は、これまでのところ児童数が急激に減少してはいませんが、毎年徐々に減少傾向にあり、 将来的には少子化をめぐる課題を抱えることが予想されます。こうした中、市では平成 16 年度に 「彦根市次世代育成支援行動計画 子どもきらめき未来プラン」(前期計画)を策定し、子育てし やすいまちをめざした取組を計画的かつ総合的に進めてきました。

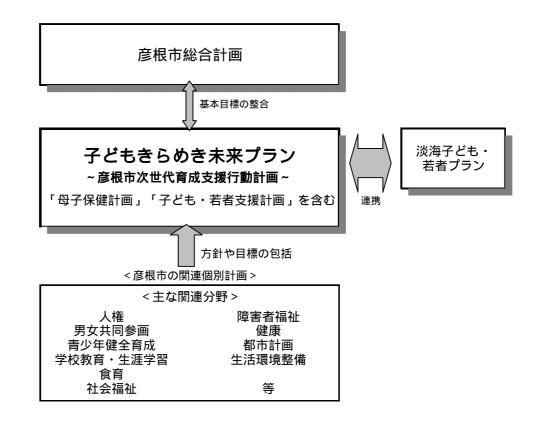
今回の計画は、前期計画の評価・見直しを行うとともに、少子化社会対策基本法第7条の規程に基き、計画の指針として国が定める「大綱」に沿い、平成22年度から26年度までを計画期間とする後期計画として策定するものです。

「子どもきらめき未来プラン ~ 彦根市次世代育成支援行動計画 ~ 」は、次世代育成支援対策推進法第7条第1項に基づき、子どもの権利を尊重することを基本とし、子育て家庭を地域全体で支援し、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を築くための行動計画で、本計画はその後期計画に位置づけられます。

計画の内容としては、身近で安心な子育て支援、親子の元気を応援する保健・医療、子どもが心豊かに育つ遊びと学びの環境、のびのびと子育てできるまちづくり、仕事と家庭の両立に向けた支援、子どもも大人も安心できる生活環境、みんなが共に生きるまちづくり、市民参加の推進体制について具体的に定め、必要な取組事業については具体的な目標値を掲げます。そのうえで、重点プロジェクトのもとに施策の推進を図ろうとするものです。さらに、彦根市の「母子保健計画」や子ども・若者育成支援推進法に沿った計画として位置づけます。

また、本計画は、彦根市のまちづくりの上位計画である「彦根市総合計画」や市の関連諸計画との整合を図るとともに、国の「少子化社会対策大綱」(平成 16 年度)と「子ども・子育て応援プラン」(平成 17年度) 滋賀県の「淡海子ども・若者プラン」(平成 22 年度)を十分にふまえ、施策の展開において適正な整合を図ります。

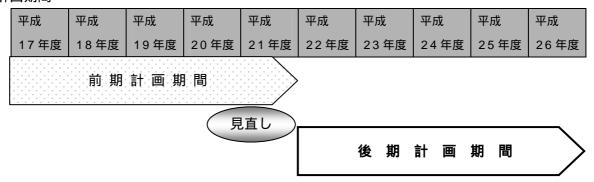
「子どもきらめき未来プラン~彦根市次世代育成支援行動計画~ 」と関連計画の位置づけ



4 計画の期間

後期計画の期間は、法令の定めるところにより、平成22年度から平成26年度までの5か年です。

<計画期間>



5 策定方法

本計画は、市民公募による委員や関係機関で構成される彦根市次世代育成支援対策地域協議会での協議結果を踏まえ策定しました。策定にあたっては、平成20年度には子育て家庭と20歳代の市民を対象にアンケートを実施しました。また、本計画案についてはインターネットなどによって幅広いニーズや意見の把握に努めました。

アンケート調査概要

(1)調査対象 就学前児童 :0~6歳の児童がいる世帯の保護者1,500人(無作為抽出)

小学生: 1~6年生の児童がいる世帯の保護者 1,500人(無作為抽出)

20 歳代 : 市内に在住する 20 歳代 500 人 (無作為抽出)

(2)調査方法 郵送による配布・回収

(3)調査期間 平成21年3月9日~3月20日

回収数、回収率

有効回答数 就学前児童 734件、小学生 700件、20歳代 70件

回 収率 就学前児童 48.9%、小学生 46.7%、20 歳代 14.0%

第2章 彦根市の課題

1 分野別課題

本市の概況、市民ニーズ調査結果(資料編参照)および彦根市次世代育成支援対策地域協議会での意見などをもとに、本市の次世代育成支援対策推進のための課題を国の策定指針の分野ごとに次のように 集約します。

アンケート結果の小数点以下は四捨五入して表示

(1)地域における子育ての支援

< サービス提供実績からみた課題 >

- ・ 平成 13 年度以降、保育所待機児童が増加しており、平成 21 年 4 月で 39 人となっています。
- ・ 地域や保育所によって定員に対しての入所率に差があります。
- ・ 一時保育、休日保育等多様な保育サービスの利用が増えています。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

- ・ 予定している子どもの数が理想の子どもの数より少ない保護者が多い上、子育てにお金がか かることを負担に感じています。
- ・ 約1割の保護者が夜8時以降の夜間保育のニーズを持っており、受け皿の検討が必要です。
- ・ 市内で活動する子育てサークルや NPO は約20余あります(市への登録分)。子育てサークルへの参加率は就学前児童保護者8%で、5年間でほぼ半減していることから、活動支援などの検討が必要です。
- ・ 放課後児童クラブ利用児童の保護者で日数を増やしたい割合、19 時以降までの開設を希望 する割合がともに約4割です。また、就学前児童の保護者の半数が小学校入学後の放課後児 童クラブ利用を希望しており、拡充の検討が必要です。
- ・ 放課後児童クラブを 6 年生まで利用したい保護者は約 6 割で、今後検討が必要です。
- ・ 子育て情報の入手手段として5年間でインターネットが大きく増えている一方、市で実施している相談、交流、保健等のサービスの周知度が高くないものもあることから、情報提供手法を検討する必要があります。
- ・ ファミリー・サポート・センターを知らない保護者が約 6 割に及ぶ上、5 年前から周知度が変わっていません。一方で利用ニーズや参加意向が一定見られることから、情報提供が必要です。

(2)母性および乳幼児等の健康の確保および増進

<サービス提供実績からみた課題>

・ 母子保健事業と学校保健、青少年への性や薬物等に関する指導体制との連携を進め、女性の リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康と権利)を尊重した母性へ の支援および乳幼児、学童期、思春期へと続く発達支援の視野に立ったサービス提供体制が 必要です。

- ・ 健康的で豊かな食生活を送り、生きる上での基本となる「食育」は親子の健康や子どもの教育の上で重要であることから、「ひこね食育推進計画」に沿って各市策を推進する必要があります。
- ・ 母親の育児不安の解消を図るための相談・訪問事業の充実が求められています。
- ・ 民間産科診療所に加え、市立病院に院内助産院が開設し、市内の産科は2カ所ですが、今後 もハイリスク妊婦等への対応が必要です。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

・ 医療の充実を求める保護者が約半数いることから、小児医療の充実が必要です。

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

< サービス提供実績からみた課題 >

- ・ 子どもたちが、携帯電話、インターネットやコンビニエンスストアなどで性や暴力を描写した有害な情報にふれる機会が多くなっています。また、携帯電話への過度な依存や携帯電話によるいじめなどの懸念もあり、本市においてもこれらへの対策や自主規制、監視などにおいて家庭・学校・企業の協力が必要です。
- ・ 雨の日の遊び場の確保が必要であり、民間活力も視野に入れた遊び場の確保を検討する必要があります。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

- ・ 就学前、小学生の保護者とも子どものしつけや教育、学力、友人づきあいなどについて悩みを持っており、相談支援および保育所、幼稚園、学校と家庭の結びつきを強める必要があります。
- ・ 20歳代を対象にしたアンケート結果からは、子育てに関する経済的負担の危惧意識が見られます。また、自由や気楽さ、趣味の時間を大切にする意識が強いことがわかります。さらに結婚時期が5年前に比べて晩婚化している傾向も見られます。
- ・ このような結果を踏まえ、若年層が結婚や子育てに夢を持ち、責任ある親として子どもを生み育てられるよう、必要な支援策や啓発、世代間交流などの取組を進める必要があります。

(4)子育てを支援する生活環境の整備

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

・ 子どもと外出する際の、道路や授乳、オムツ替え、食事など、育児をサポートするバリアフリー化に関してきめ細やかな配慮が足りない現状がみてとれることから、子育て支援の観点に立ったまちづくりを実施していく必要があります。

(5)就労と家庭生活との両立の推進

<サービス提供実績からみた課題>

- ・ 経済団体や事業所に対して、子育て家庭に配慮した働き方の見直しについての働きかけの実 績が少ないことから、今後の市の取組や経済団体、事業所、行政の連携が課題です。
- ・ 男女共同参画の普及に伴って、若い世代の家庭では家事、保育等の平等な分担がなされてい ますが、女性の就労についてはパート雇用が多く、また、管理職に関わる割合も低い状況に

あり、行政・事業所・市民の連携を図り、男女共同参画の取組を一層進める必要があります。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

- 出産時に十分な保育の環境や職場環境が整っていれば仕事をやめなかった保護者も多く、育児休業の利用率も高くないことから、制度の周知と就労環境の改善が課題になっています。
- ・ 子どもが大きくなるにつれて母親の就労率は増えている一方、より充実した保育サービスを 求めるニーズもあり、さらに仕事と家庭生活のバランスに満足していない保護者も少なくな いことから、就労環境、保育環境等を総合的に捉える必要があります。
- ・ 仕事と子育ての両立の上で大変なことについては、親や子どもの病時に子どもの面倒を見る 人がいないことをあげる保護者が多く、緊急的保育の強化が求められています。また、小学 生においても緊急的保育ニーズが見られます。

(6)子ども等の安全の確保

<サービス提供実績からみた課題>

・ 子どもが被害者となる犯罪に対しては、警察や市、防犯自治会等による防犯体制の強化とと もに、地域での見守り体制や子ども自身が護身の意識・方法を身につける教育が必要です。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

・ 小学生保護者の 53%が犯罪への不安を持っていることから、地域との連携で安全・安心なまちづくりの推進を図る必要があります。

(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

<サービス提供実績からみた課題>

- ・本市においても児童虐待相談件数は増加傾向にあります。そのため、相談事業などによる児童虐待防止や地域による見守り、早期発見・早期対応が可能となる体制づくりとともに、ドメスティック・バイオレンス(=DV、家庭内暴力・配偶者間暴力)に対応した相談員の設置やDV法の改正に伴う配偶者暴力相談支援センターの設置検討が必要です。
- ・ 障害児の在宅生活支援や就学、社会参加については自立支援給付等によるサービスや療育事業、各小中学校での対応を進めていますが、保育の受入や社会参加支援など、今後一層強化すべき点も多く、相談窓口や専門的支援員などの確保が課題です。
- ・ 児童扶養手当の認定申請件数が年々増加するなど母子家庭が増加する一方、父子家庭への支援も必要性が生じており、ひとり親家庭の自立支援が重要な課題となっています。

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

・ 発達障害について知りたい(もっと知りたい)と思う就学前児童保護者は75%、小学生児 童保護者は65%に及んでおり、学習機会などが必要です。

(8) まちづくり全体に関すること

<市民ニーズ調査結果からみた課題>

・ 彦根市を子育てしやすいとする就学前児童保護者は37%・小学生児童保護者は31%で、子育てしにくいとする就学前児童保護者は19%・小学生児童保護者は25%です。これらの割

合は、就学前では5年間でほとんど変わらず、小学生は子育てしにくいが9%増えていることから、次世代育成支援施策の一層の推進が必要です。

・ 就学前児童保護者の市に期待することの上位は、医療機関・施設の充実 52%、保育所・幼稚園費用負担軽減 41%、経済支援 35%、保育施設・サービスの充実 32%、保育内容の充実 30%などとなっています。

また、小学生児童保護者の市に期待することの上位は、医療機関・施設の充実 48%、経済支援 36%、人や自分を大切にする教育 29%、公園や遊び場の充実 27%、一時保育など多様な保育の充実 27%、学力向上のための教育 26%などとなっています。

これらの結果を踏まえた施策の優先化や重点化を図る必要があります。

2 重点課題

次世代育成支援に係る課題は多岐にわたっています。これらの克服のためには、行政・市民・ 事業所などあらゆる立場での参画が不可欠といえます。

したがって、次世代育成支援が、単に子育て家庭支援や子どもの育成に終わらず、わが国の将来に係る長期的かつ国民的な取組であることを、行政職員はもとより、関係機関や事業所、市民が理解し、一人ひとりが役割を担う地域社会を築く必要があります。

以上から、彦根市における次世代育成支援にかかる重点課題を、次のとおりに集約します。

(1)家庭・保護者の育児力と教育力の強化が必要です

保護者や親族として持てる力を発揮し、子育ての第一義的責任を果たせるよう、家庭の育児力、教育力を強化する支援が必要です。また、都市化・核家族化の進行によって育児の仕方が上の世代から若い親に伝わりにくい場合も見られる現代において、特に子育てをどうしたらいいのか、人間らしく健やかに育てるために大切なことは何かを、具体的に保護者等に伝えていけるよう、地域や社会全体での支援が必要です。

このため、気軽で身近な相談の場を設けるとともに、保護者同士や子育て経験者との交流の機会や、専門的な助言等の場が身近にある環境づくりを図る必要があります。

(2)子育てと仕事を両立するための支援が必要です

子育てと仕事の両立のためには、待機児童の解消をはじめ、適正な条件のもと必要な保育サービスを必要な時に必要なだけ受けられるサービス基盤の拡大や多様な保育サービスの実施を進める必要があります。そのため、事業の見直し、人員の確保や施設、設備の確保および市民相互の支え合いによる活動の育成や支援サービスに関する多様な情報提供を進める必要があります。

また、長引く経済不況の中で厳しい雇用環境にある子育て家庭も多いことから、市の産業振興を含む就労対策に取り組むとともに、仕事と家庭生活の調和(ワークライフバランス)や男女共同参画の意識改革のための啓発を進める必要があります。さらに、これらには民間企業などの理解が不可欠であるため、市として可能な広報・情報提供、啓発の機会を拡充し、就労環境の改善に向けた取組を進める必要があります。

(3)安全で健全な社会環境が必要です

子どもを安心して産み育てるために、出産や小児科、病時の保育など医療体制の充実が特に 求められており、本市においても対応が必要です。

また、わが国では、子どもを狙った犯罪が多数生じており、子どもを持つ親の不安は大きくなっています。このため、学校・地域ぐるみで、防犯体制の強化に取り組むとともに、子ども

の防犯意識や護身方法を身につけることが必要です。

災害への対応としても、災害弱者である子どもを守るための日頃からの取組が必要です。

また、地域社会で子どもが健全に育つため、携帯電話、インターネットなどの適切な利用の促進、大人も規範意識を高め、非行を助長する環境の監視、改善など行政と市民が一体となった取組が重要です。その際、他人の子どもも分け隔てなく、地域の子どもとして積極的に関わり、指導できる行動が望まれます。

さらに、引きこもりやニートといわれる問題を抱える若者の自立についても、今後新たに取り組む必要があります。

(4)子育てを支える人の広がりや関係者の連携が必要です

彦根市では、公民館や児童館等を活動場所にして、子育てサークルや子育て支援団体が自主的に活動しています。このため、市民が主体となった活動や交流機会を支援し、共に助け合って子育てができるまちづくりを一層進める必要があります。

また、行政、市民団体、関係機関や事業所など関係者が連携した次世代育成支援と教育および子どもと若者への支援を進めることが重要です。

さらに、行政においては、ニーズが多様化する子育て家庭や地域の実情に即した支援ができるよう、これまでの組織や機関の連携強化が問われています。

第3章 基本理念と重点プロジェクト

基本理念と施策の展開の考え方

1

本計画の「施策の展開」においては、各施策を国が示す7つの柱を基本に分類し、加えてこれらの施策を推進するための体制整備方策を示す8つ目の柱を立てることとします。

ただし、調査結果や彦根市次世代育成支援対策地域協議会での協議において、ライフステージに応じた課題への対応が必要であることも確認されたことから、乳幼児期、就学前期、就学期、若者、親、それぞれのライフステージに対応した重点プロジェクトを、計画期間である 5 年間に、これらに基づいた施策に集中的かつ重点的に取り組むものとします。また、次世代育成支援対策全体が本市の未来を担う重要な事業であることから、これらの重点プロジェクトに当てはまらない施策においても、年度ごとの事務事業評価結果や市民ニーズに基づきながら、より積極的に推進するものとします。

これらすべてのプロジェクト、施策の考えを包括し、本計画によって実現される本市のあるべき 姿を示したものが「基本理念」です。

2 基本理念

後期計画においては、前期計画の基本理念を引き継ぎます。

<考え方>

彦根市の現状やニーズ調査などから浮かびあがる次世代育成支援のための課題を概観したとき、 彦根市において子ども、家族や地域など、さまざまな人間関係が希薄になってきていることがその 根幹にあることに気づきます。

私たちは、市全体の取組として、子育て家庭の経済的負担や精神的負担を減らす努力とともに、 人と人の絆を結びなおし、子も親も、もっとたくましく、のびのびと元気に成長していくために大 切な環境を創っていかなくてはなりません。

そして、子どもや親が元気であるために、家庭を取り巻く地域の人々もまた元気に子育て支援に参加し、お互いに協力しあうことが重要です。そこで、本計画の基本理念を、「子も親も地域も元気! 子育ての輪を広げるまちづくり」とします。

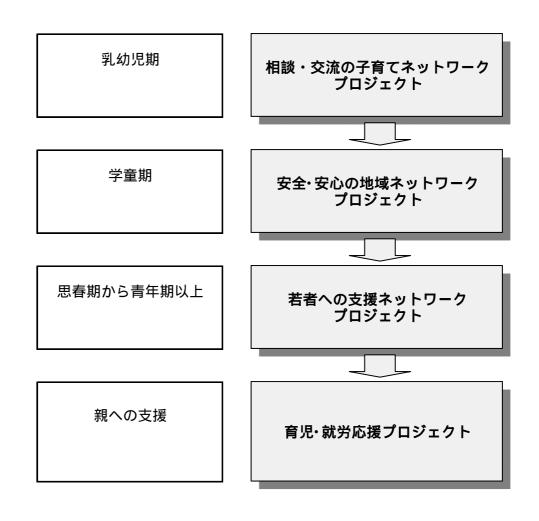
子ども きらめき未来プラン

~ 彦根市次世代育成支援行動計画 ~ 基本理念

子も親も地域も元気! 子育ての輪を広げるまちづくり

3 重点プロジェクト

乳幼児期、学童期、若者、親、それぞれのライフステージの重点課題に対応した施策を、課題に 応じて組み合わせ、庁内組織として横断的に取り組みながら関係機関や住民と積極的に連携する取 組を、本計画の重点プロジェクトと位置づけます。これらの重点プロジェクトについては、本計画 期間に集中的かつ重点的に取り組むものとします。



(1)相談・交流の子育てネットワーク プロジェクト

~乳幼児期~

<考え方>

乳幼児は、たくさんの人との多様な関わりの中で、こころや身体の発達をとげていきます。 この時期は生涯にわたる基本的な社会性や情緒、人格を養う重要な時期です。

このため、親が安心して子どもを出産し、育てられるための継続的な相談支援を充実させる とともに、乳幼児が異年齢児や高齢者なども含む多様な人とふれあい、交流する機会の充実に 重点的に取り組み、そのための連携体制を充実させます。

親への継続的な相談・指導

妊娠時期から出産を経て、子どもが小学生になるまでの間に、親の育児不安やストレスを軽減し、親としての自覚を持って、元気に子育てができるよう、健康教育、個別支援、相談、虐待防止対策を組み合わせた支援体制を築きます。

<この取組のために連携を強化する事業>

- ・ 妊産婦健診と相談
- ・ 保健師による新生児訪問
- ・ 民生委員児童委員による新生児訪問
- ・ 乳幼児健診時における個別相談・指導
- ・ 地域子育て支援センターでの相談
- ・ 保育所および幼稚園の職員による相談
- ・ 療育相談・療育教室・ことばの教室
- ・ 虐待防止ネットワークの推進

乳幼児のふれあい機会の充実

乳幼児が成長の中で、同年齢の子ども、異年齢の子どもやさまざまな年齢層の大人とふれあい、交流することで情緒や人間性を育むことができる多様な機会を創出します。

<この取組のために連携を強化する事業>

- ・ 乳幼児健診時の集団教室
- ・ 地域子育て支援センターでの交流事業
- ・ 子育てサークルの活動(支援)
- 保育所・幼稚園の保育・教育内容の充実
- ・ 老人クラブ等の参加による保育所・幼稚園におけるふれあい事業
- ・ 中学生と乳幼児がふれあえる教育機会の設定

(2)安全・安心の地域ネットワーク プロジェクト

~ 学童期 ~

<考え方>

小学校に通学するようになった子どもたちは、地域において子ども同士だけで、あるいは一人で行動する機会も増えてくることから、地域の安全・安心を守ることが重要な課題です。 交通安全、防犯、防災などの面で地域と学校、行政が連携した安全・安心の地域ネットワーク プロジェクトを進めます。

子どもを事故や犯罪から守る地域の見守り体制

行政、学校、PTA、自治会、民生委員児童委員、老人クラブおよび警察等の関係機関によって、子どもを守る地域の見守り体制を築きます。

<この取組のために連携を強化する事業>

- ・ 集団登校および下校時の見守り活動の推進
- ・ 交通安全教室の実施
- ・ 子どもへの防犯についての教育
- ・ 青色パトロールの推進
- ・ 防犯灯の設置
- ・ 地域での声かけ運動の推進

情報通信における防犯および健全育成

携帯電話とインターネットが児童生徒の間に急速に広まっていることにより、有害なサイトへのアクセス、料金トラブル、メール通信やゲームへの過度な依存、匿名性を利用した携帯電話によるいじめなどの問題が後を絶たないことから、学校・家庭の連携によって、子どもの情報活用のあるべき形を形成します。

<この取組のために連携を強化する事業>

- ・ 家庭における「携帯電話利用ルールづくり」と実践等の教育の強化
- ・ 学校とPTAによる啓発や指針づくり
- ・ 学校における教育・指導
- ・ 行政による啓発

(3) 若者への支援ネットワーク プロジェクト ~ 思春期から青年期以上~

<考え方>

学校や社会での人間関係や家庭環境の問題から、ニートや引きこもりといわれる問題を抱える若者が増えています。現在、彦根市ではこうした問題に取り組む専門的な人材や取組体制を確保していませんが、自立した若者と次世代育成のために、引きこもりの防止や個別の支援を継続的に行う実施体制を整備します。

社会的セーフティネットの構築

問題を抱える若者の相談、訪問、交流、居場所づくり、学校への復帰、就学・就労へ向けた 支援など取り組むべきことを体系的に整理し、自分で問題解決ができない若者の自立支援を進 めます。

<新たな取組>

- 市、学校、地域、ハローワークおよび県等の関係機関による協議の場の設置
- ・ 支援ネットワークの構築
- ・ 相談窓口の設置
- · NPO 等専門的組織や人材の確保
- ・ 地域活動、ボランティア参画機会の検討
- ・ 不登校などの児童生徒や若者の居場所づくり

(4) 育児・就労応援 プロジェクト

~親への支援~

<考え方>

長引く不況の中、子育て家庭においても収入が減少したり、不安定な就労の親が増えています。子育てに夢を持ち、仕事をしながら子育てできるよう、保育サービスを充実させるとともに、就労環境の改善に向けた啓発を進めます。

保育基盤の確保

現在生じている待機児童をなくし、利用しやすい保育サービスを一層充実させます。

< 取組 >

- ・ 新たな保育所の開設
- ・ 一時保育事業の実施保育所の増加
- ・ 乳幼児健康支援一時預かりの拡大
- ・ 19 時以降の延長保育の実施
- ・ 休日保育活動の拡大
- ・ ショートステイの実施
- ・ 幼保一元等の検討
- ・ 放課後児童健全育成事業の土曜日の開設
- ・ ファミリー・サポート・センターの周知

働きやすい就労環境への支援と啓発

子育て家庭が育児のための休暇等の制度等の啓発を進めるとともに、民間事業所等に対し、 育児中の従業員が柔軟でゆとりある働き方ができる労働条件が整備できるよう助言や啓発を進 め、働き方の見直しを促進します。

<取組>

- ・ 育児休業制度の啓発(対若年層および事業所)
- ・ ワーク・ライフ・バランスや子育て家庭の現状に配慮した就労環境づくりの事業所への啓発

第4章 施策の展開

基本理念

4つの重点プロジェクト

本計画によって実現 される本市のあるべ き姿を示したもの

乳幼児期、学童期、若者、親のそれぞれライフス テージの課題に対応した施策。庁内組織として横断 的に取り組みながら関係機関や住民と積極的に連 携する。本計画期間の間に集中的かつ重点的に取 り組むもの

子子 育も て親 のも 輪地 を域 広も げ元 る気 **まちづくり**

相談・交流の子育てネットワーク プロジェクト 乳幼児期

安全・安心の地域ネットワーク プロジェクト 学童期

若者への支援ネットワーク プロジェクト 思春期から青年期以上

育児・就労応援プロジェクト 親への支援

施策の展開

本市の次世代育成支援の8分野

施策の大項目

1 身近で安心な子育て支援

- (1)子育て家庭の自立を支える支援
- (2)子育て世代が交流できる多様な機会
- (3)利用しやすい多様な保育サービス
- (4)市民参加で進める子育て支援
- (5)子育ての経済的負担への支援

2 親子の元気を応援する 保健・医療

- (1)安心して出産できる環境づくり
- (2)乳幼児の発達と親への支援
- (3)学童期・思春期への支援
- (4)身近で安心できる医療

3 子どもが心豊かに育つ 遊びと学びの環境

- (1)学びの楽しさがあふれる教育環境
- (2)自由に学び、遊べる体験の機会
- (3)身近なあそび場の充実

4 のびのびと子育てできる まちづくり

- (1)ユニバーサルデザインの環境整備
- (2)住宅への支援

5 仕事と家庭の両立に向けた支援

- (1)働き方の見直しへの取組
- (2)就労に対する支援

6 子どもも大人も安心できる 生活環境

- (1)安全な地域づ(り)
- (2)健全な地域づくり

7 みんなで共に生きるまちづくり

- (1)親と子の人権を大切にする環境づくり
- (2)障害児への支援
- (3)家庭の状況に応じた支援

8 子育ての輪を広げるために ~市民参加の推進体制~

- (1)行政体制の充実
- (2)家庭と子どもたちを応援する地域づくり
- (3)みんなで次世代を育てるまちづくり

1 身近で安心な子育て支援

<施策目標>

子育てや子どもに関する情報がすべての子育て家庭にわかりやすく伝わるよう、さまざまな 手段を検討しながら情報提供や広報を展開します。

また、保護者等が子育てに不安や悩みが生じた時、気軽に不安や悩みを打ち明けられるよう、身近な地域で相談できる仲間との交流や、専門的な人材の一層の確保を進めます。

さらに、子どもの成長に合わせて生じる様々のニーズに応えるため、地域子育て支援センターの機能の充実や保育所の定員の確保、放課後児童クラブの運営等、乳幼児から小学生までを対象とした多様な保育サービスの充実を図りながら、民間による保育サービスの提供、地域におけるボランティアなど市民活動の活性化による保育サービスの向上を図ります。これらによって公的サービス・民間サービス・地域の連携と充実をめざします。

(1)子育て家庭の自立を支える支援

地域子育て支援サービスや広報活動

施策	内容	主な取組主体
地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センター事業として、リニューアルした子どもセンターを活動拠点とし、各種子育て支援事業、相談業務、ひろば事業の開催を通じて子育て家庭の交流と親子のふれあいを促進し、子育て家庭の孤立の防止に努めます。	子ども未来室
子育て関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るため、子育て関係 機関のネットワーク化を図り、情報共有と連携を強化し ます。	子ども未来室
多様な手段による情報提供	さまざまな子育て支援サービスに関する情報や、子どもに係る施設等の最新の情報を、「子育てガイドブック」や「ぽけっと」等の広報紙、パンフレット、携帯メール、ホームページ等によって提供します。	子ども未来室
市民活動の情報 収集と広報支援	子育てサークルや民生委員児童委員、NPO、子育てサークルなどの市民活動に関する情報を収集し、市の情報等と一元化した上で、インターネット、子育てガイドブック、子育て情報チラシ「ぽけっと」などによって提供します。	子ども未来室

身近な相談事業の充実

施策	内容	主な取組主体
子育て相談事業の充実	児童虐待相談を含む多種多様な相談が増加しており、今後も市としてのきめ細かな対応を図るため、地域子育て支援センター、子育て HOT ライン、すくすく相談、のびっこ教室、家庭児童相談室などで気軽に子育てに関する相談ができるよう、利用しやすい条件設定や家庭相談員などの専門的人材による相談体制の充実を図ります。また、保護者にとって身近な保育所、幼稚園等において、子育てに関する相談が気軽にできるよう努めるとともに市や保育所、幼稚園での対処が困難な場合は、子ども家庭相談センター、保健所や医療機関と連携して対応します。	子ども青少年課 子ども未来室 健康推進課
子育て経験者に よる相談の充実	自らの経験を活かして、子どもとのふれあいや子育てボランティア活動を行える市民のマンパワーを集約し、コーディネートします。また、それらの人材を活かし、悩みのある妊婦や保護者の相談に応じる市民活動を促します。	子ども未来室

家庭の教育力の強化

施策	内容	主な取組主体
子育て講座の開催	家庭で子育てをする保護者を対象に、救急救命や食育等のニーズに応じた内容を取上げ、子育てに関する講座 を開催します。	子ども未来室
保護者の交流促 進	子育ての基本は家庭であることの認識に立ち、保護者が主体となって、子どもが人間性や社会性を身に付けられるよう、また、保護者同士が交流しながら子育てを学べるように、各地区公民館において「すくすく教室」「のびのび教室」等を開催して家庭教育支援を行います。	子ども未来室
絵本の読み聞か せによる親子の ふれあい	読み聞かせボランティアが絵本の読み聞かせを行うブックスタート事業を、今後も 4 カ月の乳幼児健康診査に合わせて実施し、読み聞かせボランティアの育成を図ります。また、親子のふれあいのため、各家庭での読み聞かせを促します。	子ども未来室

(2)子育て世代が交流できる多様な機会

子育てサークル等の育成・支援

施策	内容	主な取組主体
N P O や子育て サークルの育成	子育て家庭の仲間づくりを進めるため、子育てサークルの育成を図るほか、身近な地域でサークル活動が展開されるよう支援を進めます。	子ども未来室
子育て支援団体 との連携	NPO をはじめ子育て支援団体に対して、市の子育て支援事業を委託するなど積極的な連携を図り、子育て支援活動が身近な地域で展開されるよう働きかけます。	子ども未来室

親子の交流の場づくり

施策	内容	主な取組主体
親子交流機会の 充実	親子のふれあう機会づくりとして、子どもセンターで「きらきらひろば」を、ウィズで「さくらひろば」を開催するとともに、身近な地域においても開設されるよう働きかけます。また、保育士の出向支援や子育てサポーターの育成を図ります。	子ども未来室
園庭開放等幼稚 園・保育園の支援 事業	保育所、幼稚園の園庭等の施設を開放することにより、 親子が気軽に遊びに来て子育てを楽しく学びながら交流 できるよう図ります。	子育て支援課 学校教育課

市民活動のネットワーク化の促進

施策	内容	主な取組主体
市民活動のネットワーク化	子育て関連事業に携わる関係機関が一堂に会し、子育 て情報の共有化、共通理解、課題解決に向けた連絡調整 を図るため、「子育て支援機関連絡調整会議」を開催し、 市民活動のネットワーク化を図りながら、円滑な事業推 進をめざします。	子ども未来室

(3)利用しやすい多様な保育サービス

多様な保育サービス

施策	内容	主な取組主体
低年齢児保育サービス	出産後も継続して就労する女性や育児休業後も職場復帰を希望する女性の増加等により保育所への入所希望が増大していることから、低年齢児保育の一層の充実を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業 の充実	緊急時や短期間の就労などによって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、一時保育事業の実施保育所数をさらに増やします。	子育て支援課
病児・病後児保育 の実施	家庭での保育が困難な病気回復期の乳幼児を預かる乳 幼児健康支援一時預かり事業について、総合病院や開業 医院の協力により充実を図ります。	子育て支援課
延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化などによる保育時間延長の ニーズに対応するため、延長保育事業の充実を図り、19 時以降の延長保育の実施保育所数の拡大に努めます。	子育て支援課
休日保育活動の 育成	通園児童に限らず、すべての就学前児童や小学生を対象とした休日の保育について、サークル活動やボランティア活動などを受け皿として、実施箇所の拡大を図ります。	子育て支援課 子ども未来室
ショートステイ の実施	緊急的な児童の保護や宿泊を伴う保育のニーズに対応 するために、ショートステイ事業を実施します。	子ども青少年課
幼稚園における 延長保育の実施	幼稚園における教育課程外保育(預かり保育)の実施 について、子育て支援(預かりひろば)等により各園で 取り組みます。	学校教育課
職員資質の向上	保育士が保育や子育てに関する保護者の相談に応じる ため、適切に対応できるよう研修の充実を図ります。	子育て支援課

柔軟な保育所対策

施策	内容	主な取組主体
入所要件の弾力 化検討	保育所の入所要件について、児童福祉法に示す入所要件を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討します。	子育て支援課
入所待機者対策 として保育所整 備	入所待機者の解消のため、民間保育所の新設(1園) と増設による定員拡大(1園)を図ります。	子育て支援課
幼保一元化の協 議の検討	保育所と幼稚園の一体化による総合施設などについて、今後は、幼保一元等の協議をより一層推進していきます。	子育て支援課 学校教育課

放課後児童健全育成事業

施策	内容	主な取組主体
放課後児童クラブの内容充実	子どもたちの自主性を育み、より有意義に過ごせるよう、内容を充実させます。その一環として個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、指導員の資質を向上するとともに安定確保を図ります。また、土曜日の開設を図ります。さらに対象学年の拡大や時間延長を、運営主体や実施方策、体制や費用負担等を加味しながら総合的な視点から検討します。	子育て支援課
施設の充実	利用が増加している小学校区において、空き教室の活 用などを図りつつ、専用室の増設や設備の充実を進め、 困難な場合は専用室の整備を図ります。	子育て支援課
業務委託の推進	放課後児童クラブ運営について、保護者団体やNPO などへ業務の委託を推進します。	子育て支援課

(4)市民参加で進める子育て支援

ファミリー・サポート・センター

施策	内容	主な取組主体
会員の拡充	ファミリー・サポート・センター事業をより広めるため、サービス内容や利用方法などについて周知を図り、 会員数の一層の増加を促進します。	市民交流課
活動の支援	ファミリー・サポート・センターが市民ニーズに応えるため、会員活動や会員のための研修機会の充実を支援 します。	市民交流課
より多様な活動 の育成	サービス利用者の意向を十分把握し、サービス内容の 改善や向上、多様化等につながるよう、アドバイスなど によって活動を支援します。	市民交流課

市民活動による多様な子育て支援事業の促進

施策	内容	主な取組主体
多様な子育て支 援事業の育成	子育てサークルや NPO、ファミリー・サポート・センターなどの市民団体が主体となって子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進めます。	子育て支援課 子ども未来室 市民交流課

(5)子育ての経済的負担への支援

各種支援と負担軽減

施策	内容	主な取組主体
子ども手当等の 充実への取組	子ども手当の支給を進めるとともに、各種手当制度の 充実に向けて国や県への要望も含め検討を行います。	保険年金課 障害福祉課 子育て支援課
保育料や教育費 負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、保育料および教育費負担の軽減に向けた取組を進めます。	学校教育課 子育て支援課
医療費負担の軽減	福祉医療費助成事業については、市制度による自己負担分の無料化を今後も維持しつつ、県へ所得制限撤廃や自己負担の無料化、対象年齢の拡大を要望していきます。	保険年金課

情報提供

施策	内容	主な取組主体
制度に関する情 報提供	国や県および本市の各種制度を市民に周知し、積極的に活用できるよう、広報紙やウェブサイト、パンフレット等を作成するとともに、さまざまな広報媒体や転入時などの機会を通じて対象者への情報提供を行います。	子育て支援課 関係各課

2 親子の元気を応援する保健・医療

<施策目標>

妊娠期や子育て期の保護者が、出産や親子の健康について正しく理解し、深刻な悩みを抱えず、健やかでいられるよう、心身の健康に関する学習機会や保健指導を行い、出産や育児の支援に取り組みます。

また、乳幼児健康診査と健診後のフォローの充実により、乳幼児の健やかな発達を促すとともに、個々の発達に応じた育児支援に努めます。学童期・思春期においては、学校保健を中心に子どもたちの健康管理や思春期を対象とした指導に取組みます。

さらに、医療機関との連携を強化し、専門的に速やかな対応ができる総合的な健康支援の体制づくりを進めます。

(1)安心して出産できる環境づくり

男性の育児参加を促すための支援

施策	内容	主な取り組み主体
パパママ学級	パパママ学級として、妊婦の配偶者に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発や父子手帳交付を行い、育児参加を促します。また、申し込み方法や曜日等受けやすい体制づくりに努めます。	健康推進課

妊婦への支援

施策	内容	主な取り組み主体
母子健康手帳の 交付・活用	妊婦への母子健康手帳の交付によって、保健施策の内容・活用の方法を啓発します。また、妊娠・出産・育児についてのパンフレット等を配布し情報の提供に努めるとともに、保健指導を行います。	健康推進課
妊婦健康診査	妊婦の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、安心して妊娠・出産ができるように妊婦健康診査費用の助成を行います。	健康推進課
ハローベビー教 室、出産後の交流 機会の充実	妊娠期の不安を解消し安心して出産に臨むことを目的として、妊娠週数に応じ、コース別に助産師や保健師等が開催します。 また、妊婦同士の交流の機会として捉え、同教室への参加を通じた仲間づくりを進めます。さらに、出産後も気軽に相談や情報交換、交流ができるようなサロンを実施し、出産後の支援を図ります。	健康推進課
個別相談、個別訪 問の充実	妊婦が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて助産師等による訪問指導が受けられる体制の充実を図ります。	健康推進課

支援が必要な妊 産婦への対応と フォロー	不安を抱える妊婦や出産後育児することが困難と感じる親への相談を充実し、悩みの早期解決に向けた支援を進めます。また、心や身体の健康面で問題を抱える親へ早期に対応し、フォローするため、適切な時期の訪問指導を図り、そのために保健所、医療機関との連携を強化します。	健康推進課
----------------------------	--	-------

不妊への支援

施策	内容	主な取り組み主体
特定不妊治療費 の助成	高額な治療費のかかる特定不妊治療(体外受精・顕微 授精)を受けている人に対して、治療に要する費用の一 部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
不妊専門相談セ ンターの活用促 進	広報、ホームページ等を活用しながら、不妊相談事業 を行う不妊専門相談センターを紹介するとともに、利用 促進を図ります。	健康推進課

(2)乳幼児の発達と親への支援

乳幼児のこころと体の発達への支援

施策	内容	主な取り組み主体
乳幼児健康診査 の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査および歯科 健診について、今後も受診を促すとともに、市民のニー ズ把握や育児不安の軽減に努めるため、充実を図ります。	健康推進課
予防接種の推進	子どもを疾病から守るため、引き続き正しい知識の普 及や適切な接種時期の啓発し、接種率向上を図ります。	健康推進課
発達を支援する 教室の充実	乳幼児の心身発達の支援や親子のふれあいを育む育児 指導や各種教室の内容を充実させます。	健康推進課
個別相談の充実	心身発達の支援のため、医師、保健師、栄養士、発達 相談員などが、専門的立場で発育・発達・育児等につい ての適切なアドバイスを行い、個別相談および面談の充 実を図ります。	健康推進課
個別訪問の充実	虐待や DV、育児不安等母子を取り巻く支援の必要な対象が増加傾向にあることもふまえ、乳幼児健康診査の未受診児や要支援児をはじめ、必要な乳幼児や保護者について個別訪問を実施し、充実を図ります。	健康推進課

保護者への支援

施策	内容	主な取り組み主体
保護者への保健指導の充実	子育て期の保護者に対して、食生活や生活リズム、う 歯予防等の生活習慣の見直しや子どもの健全な発育を支 援するため、個別指導、健康教室、健康診査等あらゆる 機会を通して啓発・指導の充実を図ります。	健康推進課
精神面のフォロ ーの充実	保護者が、子育てにおけるストレスや悩みを解消でき、 積極的に子育てができるよう支援します。また、産後う つ病の早期発見・対応など新生児訪問等でエジンバラ質 問票等のツールを活用し、精神面でのフォロー体制の充 実を図ります。	健康推進課
グループミーテ ィング事業の推 進	育児不安の軽減および育児の仲間づくりを目的に、グループミーティングを開催します。育児の孤立化を予防し、保護者同士で支え合い、育児力が高まることを目指します。	健康推進課
多胎児サークル の自主活動の推 進	多胎児サークルが自主活動を展開できるよう、地域資源を活用しながら支援体制の充実を図ります。	健康推進課
支援の必要な親への対応	外国籍の保護者やひとり親家庭、極低出生体重児や障害のある児のいる家庭など、細やかな支援が必要と思われる保護者に対し、今後も訪問や相談を通じて個別に対応します。	健康推進課
母乳育児への支 援	母乳育児の推進を図るため、気軽に相談・支援ができ るように努めます。	健康推進課

(3)学齢期・思春期への支援

生命と性を学ぶ機会の充実

施策	内容	主な取り組み主体
学校教育と知識 の普及	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を学校において推進します。また、避妊や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	保健体育課

小中学校の健康に関する支援

施策	内容	主な取り組み主体
健康管理と生活 習慣指導	養護教諭と保健師等との連携体制を確立し、学校保健 の充実を図ります。また、子ども自身が健康の増進を図 るため、栄養や運動、生活リズムに関する教育を進めま す。	保健体育課
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての教育を強化しま す。	保健体育課
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害についての指導を徹底強化しま す。	保健体育課

(4)身近で安心できる医療

医療機関との連携

施策	内容	主な取り組み主体
定期的な会議、情報交換などによる連携	地域医療体制の確保・充実を図りつつ、医療機関との 連携を強化するため、会議や情報交換の機会を積極的に 設けます。	健康推進課
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期 の子どもや親への保健指導、および不妊相談・助成等に ついて保健所との連携を強化します。	健康推進課
休日・夜間診療の 充実	関係機関との協議、調整により、休日・夜間診療が維 持・充実できるよう働きかけます。	健康推進課

周産期医療体制の整備・充実

施策	内容	主な取り組み主体
周産期医療体制	ハイリスク妊娠等産科の医療体制を整備するため、市	健康推進課
の確保	立病院に産科医師を確保し、産科医療の充実を図ります。	市立病院

小児救急医療体制の確保

施策	内容	主な取り組み主体
小児救急医療体 制の確保	病院に勤務する小児科専門医等の不足により、小児救 急医療体制の確保が困難な中、関係機関との協議、調整 を図り、その体制の維持・充実を図ります。	健康推進課

3 子どもが心豊に育つ遊びと学びの環境

<施策目標>

本市の豊かな自然と歴史、文化に恵まれた環境の中で育つ子どもたちにとって、その特性を活かした活動等を通じて「生きる力」を伸ばし、心身ともに健やかに育っていけるよう、幼稚園や保育所、学校が人間性と豊かな教養、食育などを重視し、一環した教育を進めるとともに、いつでもどこでも、のびのびと遊び、体験し、学べる機会や場所を充実させ、そのために必要な人材の確保や地域環境の整備を図ります。

(1) 学びの楽しさがあふれる教育環境

就学前教育

施策	内容	主な取組主体
保育・幼児教育内 容の充実	保育所、幼稚園において、子どもが豊かに自己表現し、 社会生活上のルールや道徳性を集団生活の中で身につけ、 人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園、保育所の通 園児童および未就園児登園保育の児童に対する教育と保 育内容の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
保育士・教員の連 携・研修や情報交 換	保育士や幼稚園等の教員、関係者との連携の一層の強化を図るとともに、研修の機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。	学校教育課 子育て支援課

学校教育

施策	内容	主な取組主体
自己表現の機会づくり	子ども一人ひとりの個性や可能性を引き出すため、教育課程を的確に編成するとともに、体験学習などを通じて子どもたちがのびのびと自己表現できる機会を充実させます。	学校教育課
教育内容の充実	子どもが社会の様々な問題に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育を充実させます。また、体験型の学習や本に親しむ機会、世代間交流の充実なども取り入れながら、人権を大切にする心、男女共同参画の意識、外国語や多文化共生および環境などに関する教育の充実を図ります。	学校教育課
家庭・地域への啓 発	子どもの健やかな成長を願い作成した「彦根教育 学びの提言 ひこねっこ学びの6か条[い・い・な・お・す・け]」を家庭・地域に啓発していきます。また、「教育フォーラム」等を開催し、学校・家庭・地域が一丸となって子どもを育てる気運を高めます。	学校教育課

地域との情報交 換等の連携	学校だけでなく、子どもたちを取り巻く地域社会が一体的に取り組める教育環境の整備のために、学校と地域の情報交換の機会や交流の場づくりなどの連携を強化し	学校教育課
教職員の連携・研 修や情報交換	ます。 教育指導の方法・内容の改善策などの教育現場の問題解決に対し、教職員が互いの連携のもとに速やかに取り組めるよう、計画的に教育課程の実践研究校の指定を行いながら、研修機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。	学校教育課
家庭との連携	家庭教育の充実のために、子どもたち一人ひとりの生活環境に応じた教育・指導方法を確立できるよう、地域に開かれた学校・園の事業を積極的に行いながら、家庭と学校との日頃からの情報交換と連携を強化します。	学校教育課
支援が必要な児 童への対応	不登校をはじめとする様々な学校不適応問題に対応するため、家庭との連携のもとに各学校のきめ細かな教育相談事業の充実を図るとともに、教育研究所をはじめ教育関係諸施設の拡充および指導員の増員に努めながら、学校復帰への支援を図ります。	学校教育課 教育研究所

教育施設の充実と有効活用

施策	内容	主な取組主体
施設・設備の整 備、充実と安全管 理	子どもの視点を重視し、学校施設の整備と施設の充実 を図ります。また、子どもたちが安心して学べるよう、 学校施設の安全管理を徹底します。	教育総務課
施設の開放と有 効活用	市民に身近な生涯学習等の場として、学校施設の開放 による有効活用を進めます。	生涯学習課

(2)自由に学び、遊べる体験の機会

体験と交流を重視した学習機会

施策	内容	主な取組主体
環境学習の推進	子どもの時から環境問題に対する理解を深めるため、「親子で楽しむ環境学習会」などを通じて、省資源や再資源化などに関する環境学習を積極的に推進します。	生活環境課
自然体験学習の 推進	自然の草木染等の体験教室、森林体験学習事業などを 通じて、びわ湖岸や河川、里山の多様な動植物にふれる 自然体験学習を推進し、本市の自然環境の保全を担う未 来の人材を育成します。	学校教育課 生涯学習課 農林水産課
歴史文化にふれ る学習の推進	城下町や宿場町等を礎に発展してきた本市の歴史や育まれた文化への理解を深め、小中学校生を対象に「直弼かるた」や「能舞台」等を活用した体験学習等を促進します。	彦根城博物館
伝統文化の継承	各地域に残る、四季を通じた多様な歳時記や伝統行事 を体験し、郷土を愛する豊かな心を育めるよう、体験学 習としての伝統行事への参加を促進します。また、本市 の伝統文化を子どもたちに継承する機会をつくります。	文化財課

世代間交流の充 実	就学前教育、学校教育、公民館講座等の社会教育のほか地域や市民団体の各種活動を通じて子どもと大人の交流を図ります。また、高齢者との交流活動や高齢者福祉施設への子どもたちの訪問を通じて、多様な世代間交流を充実させます。	生涯学習課 学校教育課 子育て支援課 障害福祉課
福祉ボランティ ア学習の推進	介護や子育て体験を通じて、福祉社会の理念と参加することの大切さを学べるよう、ボランティア学習ができる環境整備に努めます。	学校教育課 子育て支援課 障害福祉課
職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や 経済・流通の仕組みを理解するために職業体験学習を積 極的に推進します。	学校教育課
指導者の掘り起 しと育成	伝統行事をはじめ、文化、芸術、環境、福祉などの様々 な分野で活動する市民を対象に、体験学習の指導者の掘 り起こしと育成を進めます。	各関係課
子ども体験学習 の推進	地域子ども教室を通してスポーツや文化、自然体験な ど様々な体験学習と交流の機会を提供します。	生涯学習課
青少年リーダー の育成	青少年の自主的な活動の促進を図り、健全な青少年を 育成するため、自然体験や社会体験、ボランティア体験 等の活動を促進するとともに、こうした活動を通した青 少年リーダーの育成を図ります。	生涯学習課

食育の推進

施策	内容	主な取組主体
母子保健、生涯学習等による普及	「ひこね食育推進計画」に基き、健康教室や保育所、幼稚園、学校を通じて、保護者や子ども自身に対し、栄養のバランスを考え、規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。また、子どもが調理等の生活体験や農業体験などを通じて食に関して多様に学ぶ機会を提供します。 さらに、多様な関係者が互いに連携しながら取組を進め、地域や家庭等で実践につながることをめざします。	保健体育課 子育て支援課 健康推進課 農林水産課

スポーツ・レクリエーションや文化芸術活動

施策	内容	主な取組主体
スポーツ・レクリ エーション 機会 の充実	近年の青少年は体力低下傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション大会、学区スポーツ大会、スポーツ教室などに、子どもたちが気軽に参加できるよう、機会の充実を図ります。	保健体育課
文化芸術にふれ	歴史と文化を活かした「ひこねらしい」新たな文化を	生涯学習課
る機会の充実	創出し、リードできる次世代の人材を育成します。	文化振興室
 指導者の確保と	体育指導委員の育成をはじめ、スポーツ・レクリエー ション、文化・芸術などの分野で活動する市民への参加・	保健体育課
育成	協力依頼によって指導者の確保と育成を行います。	生涯学習課
大会イベントの 開催	子どもたちが学んだことを豊かに自己表現できる機会として、レクリエーション振興とともに、市民スポーツ大会、文化・芸術イベント等の開催を図り、子ども自身で企画運営できる能力の醸成や、異年齢との交流等が図れる事業として拡大していきます。	子どもセンター 関係各課

図書館や公民館の充実

施策	内容	主な取組主体
図書館の設備や 事業の充実	親や子どもの生涯学習の拠点施設のひとつである図書館で、様々な学習ニーズに対応し、図書館に対するニーズの高度化・多様化に応えるため、資料と専門職員の充実を図ります。また、湖東定住自立圏構想と連動しながら、図書館サービスのレベルアップを図ります。	図書館
子どもセンター の充実	子どもセンターにおいて、子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、天文関係の講座や自然科学教室、工作教室、将棋・囲碁教室等の学習機会の提供に努めます。また、これらによって、異年齢の交流を促し、子どもたちの社会性や創造性を育みます。	子どもセンター
公民館の設備および事業の充実	公民館については、生涯学習の拠点施設として市民の 多様な活動を支援するとともに、様々な活動ニーズに応 えるための施設の整備・充実を図ります。また、子ども 向け講座の開催、公民館活動事業の充実に努めます。	生涯学習課
地域総合センターの充実	地域総合センターについては、住民福祉の向上ならびに人権啓発、住民交流の拠点施設として、また地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種施策を総合的に推進します。また、福祉・保健の増進、次世代育成の支援、教育文化の向上、地域交流など、センター事業の充実に努めます。	人権・福祉交流会館 東山会館

子どもが参加するまちづくり

施策	内容	主な取組主体
中学生広場の開 催	自分を見失わず強く豊かに生きる力を育み、また、中学生同士が友情や連帯感を深める場として、市内中学生が一堂に会する「中学生広場」を開催します。また、中学生自身が実行委員として企画運営します。	生涯学習課
地域貢献活動の 推進	子どもたちが地域の行事や祭などに積極的に参加するよう呼びかけます。さらに、中学校においては、「中学生地域貢献プロジェクト」と銘打って、学校が地域の各自治会と連携を図り、中学生が地域の方々とふれあいながら活動し、地域に貢献する取組みを推進します。	学校教育課
子どもフェステ ィバル	子どもの自由な発想や自主的な行動力を育成し、大人の関わり方(待つことと見守ることの重要性)を見直し、子ども自らが企画運営に携わって創造性や企画力を身に付けるため、子どもフェスティバルを開催します。	子ども未来室
子どもの主体性 を重視した地域 活動の創造	大人が準備などで過度に干渉せず、準備から当日の役割までを子どもが主体的に担える地域行事を創造します。	生涯学習課

遊びや学習プログラムの広報

施策	内容	主な取組主体
遊びや学習につ いての情報提供	遊びや学習についての情報提供の充実を図るために、 これまでの広報やパンフレットとともに、ホームページ の充実など、インターネットの活用を図ります。	生涯学習課 情報政策課
各施設における 広報、参加呼びか けの充実	子ども向けの行事や学習活動の子どもたちの参加を呼び掛けるために、子育て関連施設で実施されるイベントを月単位で集約し、情報提供を図るとともに、子ども情報サイトの充実を図ります。	子ども未来室

(3) 身近なあそび場の充実

公園·緑地

施策	内容	主な取組主体
遊園・公園の管理 充実	児童遊園などの各地区の公園・広場については、地区 住民の意向や要望を聞きながら、住民が主体となって管 理できるよう連携と協力体制の確立、維持管理に努めま す。	都市計画課 子ども青少年課
地域緑化等の推進	湖岸や彦根城周辺など本市のシンボルとなる場所や身近な公園、公共施設における緑化や修景を進め、美しくうるおいのあるまちづくりを進めます。 また、子どもから大人まで、市民による積極的な美化活動や地域緑化を促進します。	都市計画課

親子で遊べる場の確保と充実

施策	内容	主な取組主体
身近で親子で遊べる場所や機会の充実	子どもたちや乳幼児を持つ親が安心して集い、遊べる場所の確保やふれあい広場等の開催に努めます。 また、湖岸や身近な緑地、水辺空間の自然環境の保全に 努めながら、遊び場としての活用を検討するとともに、レ クリエーションの場としての整備を図ります。	各関係課
雨の日に遊べる	雨の日に安心して子どもたちが遊べるよう、公民館、	学校教育課
場所の確保充実	体育館、地域の集会所などの活用を検討します。	まちづくり推進室
学校・幼稚園・保	親子が楽しく遊べる場として、保育所、幼稚園ととも	学校教育課
育施設・民間施設	に、地域での協力を得ながら、空き店舗や自治会館など	まちづくり推進室
の有効活用	民間施設の有効活用を図ります。	関係各課

自由に遊べる場の確保と拡充

施策	内容	主な取組主体
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもたちが歩いて行き帰りができ、安全な環境のもとにいつでも自由に安心して遊んだり、学習したりして過ごせる場所を、市民との連携によって既存施設などの資源を活用しながら確保するよう努めます。	子ども未来室
施設の安全管理 と指導者の育成	学校や幼稚園、保育所など公共施設の安全面での管理 を強化します。また、公共性が高く、安全性が求められ る交通機関や商業施設などにおいても、企業、事業者に 対し安全管理の啓発を進めます。	各関係課

4 のびのびと子育てができるまちづくり

<施策目標>

子どもや、乳幼児を連れた保護者にとって、段差があったり、授乳する設備がない施設は使いづらいものとなっています。このため、子どものたちの目線やベビーカーで外出する保護者の立場を尊重しながら、「子育てバリアフリー」をはじめ、誰にとっても安全・安心かつ快適で利用しやすい都市環境や公共的空間を整備します。

また、子育て家庭のゆとりある良好な住環境をめざします。

(1) ユニバーサルデザインの環境整備

交通環境の改善

施策	内容	主な取組主体
人にやさしい道 路環境と安全確 保	子どもや高齢者および障害者に配慮した安全で快適な 道路とするため、段階的に歩道の整備や、道路交通環境 の整備を進めます。	道路河川課
交通バリアフリ ーの推進	駅におけるエスカレーター・エレベーター施設、低床 バスの導入等を進めます。さらに駅の周辺における道路、 広場、通路等について拡幅や段差の解消等のバリアフリ ー化を進めます。	交通対策課 道路河川課

公共的空間における設備の充実

施策	内容	主な取組主体
ユニバーサルデ ザインの施設整 備	今後整備する公共施設については、積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れながら、誰もが使いやすい施設整備を図ります。 また、民間施設についても子どもや子ども連れの親に配慮した施設整備の啓発に取り組みます。	各施設管理者 建築指導課
「子育てバリア フリー」の推進	妊産婦、乳幼児連れの人などが安心して外出できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設において、授乳室、育児室、乳幼児連れに対応したトイレなどの設置を進めます。	関係各課 建築指導課
(仮称)「赤ちゃん の駅」の普及	乳幼児を連れた保護者等が外出中に気軽に立ち寄って おむつ替えや授乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」とし て周知することによって、子育て家庭の外出しやすい環 境の一助とします。	子ども未来室

(2)住宅への支援

公営住宅等

施策	内容	主な取組主体
特定優良賃貸住 宅事業の周知	住宅を必要としている方に家賃の一部を一定期間、地 方自治体が補助し、一定の要件を満たす特定優良賃貸住 宅事業の周知に努めます。	住宅管理室
公営住宅の整備	公営住宅を建築・改修する場合は、高齢者・障害者等の 移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)を 考慮し、整備を図っていきます。	住宅管理室

住環境の向上

施策	内容	主な取組主体
民間住宅の誘導 等	若年夫婦や子育て家庭への住宅供給を行い、住宅セーフティネットの充実に努めます。	建築指導課 住宅管理室

仕事と家庭の両立に向けた支援

<施策目標>

5

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」の理念のもとに、より働きやすい環境を社会全体で築いていけるよう、ゆとりのある働き方や子育て家庭へ配慮した就労環境整備を働きかけていきます。また、妊娠や子育てを経て再就職のための支援や在宅就労など多様な働き方の定着や支援を進めます。

(1) 働き方の見直しへの取組

企業・事業所に対する啓発活動

施策	内容	主な取組主体
雇用者・企業への 啓発と情報提供	企業等の就労環境において、妊娠、出産、育児中の従 業員に対して配慮できるよう、企業と協力して啓発を行 うとともに、研修会の開催支援や市広報等を通して、新 たな社会情勢に対応した情報提供を進めます。	商工課
働き方の見直し についての啓発	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の 理念のもとに、市内の企業等を対象に、労働基準法の遵 守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅就労など 多様な働き方に関する啓発を進めます。	商工課 市民交流課
育児休業制度の 普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行います。	商工課 市民交流課
一般事業主行動 計画の実施促進	就労と子育てを両立できる就労環境づくりを促進するため、従業員 101 人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画である「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援します。	商工課
商工会議所・公共 職業安定所等と の連携	商工会議所や彦根公共職業安定所等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状についての理解を促し、次世代育成支援への取組を啓発します。	商工課

次世代育成支援対策優良企業の公表

施策	内容	主な取組主体
優良企業の公表	「男女共同参画推進事業者表彰」の一環として、市内 の企業を対象に、育児休暇やフレックスタイム制や子育 て期の従業員への支援を積極的に行っている企業を市広 報において公表します。	市民交流課

(2)就労に対する支援

各種就労支援のための働きかけ

施策	内容	主な取組主体
育児休業制度の 普及・啓発	子育てをしながら働き続けられるように、育児休業制 度の普及、啓発活動を行います。	商工課 市民交流課
制度普及等に向けた国への要望	育児休業制度などが事業主や就労者に一層普及・定着し、出産や子育てと継続的な就労が両立するよう、必要に応じて国に啓発の取組や制度の内容を充実させるよう、要望します。	商工課 市民交流課

子育て家庭の就労のための支援

施策	内容	主な取組主体
事業所内保育施 設整備の促進	働きやすい環境づくりのために、事業所内保育施設等 の自主的整備が促進されるよう働きかけます。	商工課 子育て支援課
就業・再就職に向 けた支援	育児が一段落した後などに、就業、再就職や起業を希望する人に対し、セミナーの開催や情報提供等を行います。	商工課
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職に向け技能取得を考えている保護者に対し、資格や技能取得に向けた支援の充実を図ります。	商工課

6 子どもも大人も安心できる生活環境

<施策目標>

近年、子どもをねらった犯罪が全国的に重大な問題となっている中、子どもも大人も安心できる地域の実現をめざし、地域の防犯・防災体制や交通安全対策に市民と行政が一体となって取り組みます。また、子ども自身が交通安全意識や防犯・防災意識を高めるよう、子どもと家庭への指導を進めます。

さらに、思春期の子どもたちが非行や犯罪に走ることなく健全に育つよう、地域における子どもたちへの指導体制や家庭への指導・啓発を強化するとともに、地域住民との協力により、 見回り指導などに取り組みます。

(1) 安全な地域づくり

防犯·防災対策

施策	内容	主な取組主体
子どもを犯罪か ら守る地域の自 主防犯体制の強 化	子どもを犯罪から守るため、地域住民が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域の自主防犯体制の強化や組織化を促します。 また、犯罪抑止や事故防止に効果のある防犯灯の整備に努めます。	まちづくり推進室
公共施設の安全 管理体制の強化	保育所、幼稚園、学校や公園など、子どもが利用する 施設の安全管理体制の強化や、施設の職員への防犯意識 の向上を図ります	学校教育課 子育て支援課 都市計画課
「こども 110 番 の家」の充実	「こども 110 番の家」が増えるよう、地域の協力を求めていきます。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等を行います。	子ども青少年課
子ども見守り活動	子どもたちが安全に安心して登下校できるよう、スクールガードをはじめ地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取組みを進めます。	学校教育課
安心できる居場所づくり	市民との連携によって子どもたちが自宅や学校から歩いていける範囲で安全な環境のもとで自由に遊べる環境 づくりを図ります。	子ども未来室
子どもへの防犯 訓練	学校において子どもに対し、防犯意識の指導や不審者 を想定した避難訓練等を行います。	学校教育課
携帯電話等に対 する防犯指導	携帯電話やインターネットを通じて子どもを狙う犯罪が増えていることから、子どもと親に被害防止の指導を行い、家庭において子どもに持たせることについての判断や「携帯電話のルール」を決めるよう促します。	子ども青少年課

防災訓練の実施	保育所、幼稚園、学校において防災訓練を行うととも に、子ども自身が災害から身を守ることができるよう、 子ども防災訓練を行います。	学校教育課 子育て支援課
獣害対策	野生動物が出没する地域において、子どもの安全を図るため、子どもへの指導とともに子どもに関連する施設での安全設備の整備を図ります。	農林水産課 都市計画課

交通安全対策

施策	内容	主な取組主体
交通安全対策事 業の推進	通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設 置、段差の解消など道路における安全性の確保に努めま す。	交通対策課 道路河川課 学校教育課
交通安全教室の 充実	保育所、幼稚園、学校において年齢層に応じた交通安 全教室を開催します。	交通対策課 学校教育課
運転マナーについての啓発・指導	ドライバーに対し通学路での徐行などをはじめ、運転 マナーの啓発・指導を進めます。	交通対策課
チャイルドシー ト等の普及	チャイルドシートやシートベルト普及のため、妊婦や 子育て家庭への積極的な啓発を進めます。	交通対策課

(2)健全な地域づくり

青少年の健全育成

施策	内容	主な取組主体
家庭や地域への 啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを踏まえて見守ることができるよう 啓発します。	子ども青少年課 関係各課
生涯学習の場に おける教育	あいさつ運動や地域行事を通して青少年の人間性や社 会性を育むため、生涯学習の観点からさまざまな機会に おいて、教育を行います。	子ども青少年課
民間団体等との 連携	健全な青少年を育成するため、民間団体等と連携して 見守り活動等に取り組みます。	子ども青少年課
引きこもりやニ トへの対策	引きこもり、ニートと呼ばれる問題を抱えた若者に対しては、ソーシャルスキルの向上や就学・就職に向けた相談、訪問、交流機会、社会参画への取組を含めた支援体制を検討していきます。 また、小中学校での不登校を背景に引きこもりの状態が続く若者に対しては、教育機関等と連携した少年期からの継続的な支援を行います。	子ども青少年課 他関係各課

有害環境や遊戯場等の対策

施策	内容	主な取組主体
携帯電話対策	学校において、携帯電話使用についての教育を行うなど、有料サイトや有害サイトの危険性を周知させます。 さらに携帯電話による中傷、いじめなどの行為の防止・対応を図ります。	学校教育課
遊技場等対策	学校や地域、関係機関等と連携し、カラオケルーム・ ゲームセンター等において子どもを見守り、パチンコ店 へ出入りしないよう指導するなど、非行防止を図るため のパトロールや指導および事業所への啓発に努めます。	少年センター
有害図書などの 販売についての 自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対し、有害図書を子どもに「見せない、買わせない、触れさせない」ことを目的に協力を要請します。	子ども青少年課 少年センター
有害広告等の防 止	関係機関との連携を図りながら、有害なビラの配布防 止や看板の設置防止に取り組みます。	子ども青少年課

みんなが共に生きるまちづくり

<施策目標>

7

子どもたちは、親や学校の先生にも相談できない悩みや、深刻な心の傷を負っている場合もあることから、子どもたちが相談できる悩み相談の窓口を充実させるとともに、家庭、学校や子どもたち同士の関係において、子どもたちをそのような状況に追い込む要因の追究やその解決策について、専門的人材を交えた体制で取り組み、何らかのケアを必要とする子どもに対する心のケアや家庭指導対策を強化します。併せて子どもの権利全般を守るとともに、子どもの人権が侵害されることがないよう、差別のないまちづくりについての啓発学習を進めます。

また、全国的に児童虐待が深刻化し、本市でも相談件数は増加傾向にあることからも、保護者の不安やストレスの解消、子ども自身が自らの人権を守る学習といった根幹からの対応策や虐待の早期発見・対応を、地域や関係機関のネットワークで進め、併せてドメスティック・バイオレンス(DV、配偶者等からの暴力行為)への対策を強化します。

障害児については、障害にかかわらず、成長し社会参加できる地域をめざし、市民や関係団体の見守りや協力を促すとともに、障害児と家族に対する総合的で持続的なサービスの提供を行います。

近年増加傾向にあるひとり親家庭については、各家庭の状況に応じ、柔軟な支援を行います。 これらのほかにも、言語や習慣の違いなどから孤立化する外国籍市民など、さまざまな家庭 の状況に対して、市民の理解と積極的な関わりを促すとともに、家庭状況を十分に配慮した支 援を図ります。

(1) 親と子の人権を大切にする環境づくり

子どものための相談・支援体制

施策	内容	主な取組主体
身近で多様な相 談窓口の充実	子育てに悩む保護者の不安に応えるため、「ともづな教育相談」を充実させるとともに、保護者や子ども自身からの悩みの相談に対応できるよう、電話相談の開設および専門的人材の各学校への訪問体制の拡充を図ります。 さらに、教育相談体制の充実を図るとともに滋賀県の電話相談「こころんだいやる」の活用や子ども家庭相談センター等関係機関との連携を強化します。	教育研究所
ケースの早期発 見・対応	学校や地域において、児童虐待やいじめなどのケース の早期発見を支援するとともに、それを適切な対応に結 びつけられるよう体制の充実を図ります。	学校教育課 子ども青少年課
教職員の資質や 専門性の向上	学校においていじめなどの状況に適切に対応できるよう教職員の情報交換の場づくりや研修の充実に努めます。	学校教育課

子どもの権利に関する啓発

施策	内容	主な取組主体
子どもの権利に	子どもの権利について、「広報ひこね」をはじめ各種広	人権政策課
ついての啓発	報媒体、広報機会を通じて多様な啓発活動を推進します。	子ども青少年課
関係機関職員等	子育て支援や教育関係機関および市職員等に対して、	関係各課
の研修	子どもの権利に関する研修を推進します。	学校教育課

虐待防止のためのネットワーク

施策	内容	主な取組主体
虐待防止のため の相談等	虐待の防止・発見について広く市民に理解と協力を求めていきます。また、親が家庭や子育ての不安や悩みからくるストレスをためこみ、児童虐待につながることがないよう相談窓口の情報提供を充実させます。	子ども青少年課
関係機関への対 応マニュアルの 周知	児童虐待の初期対応について、市独自のマニュアルを 適宜必要な修正を加えつつ、関係機関への周知を行いま す。	子ども青少年課
虐待防止のため のネットワーク の推進	子どもへの虐待、育児放棄等問題を抱える家庭への訪問による相談を行うとともに相談を適切な対応に結びつけるためにプライバシーの保護に配慮しながら、地域や関係機関・関係者による要保護児童対策地域協議会および家庭支援ネットワークのより一層の充実を図ります。	子ども青少年課

配偶者に対する暴力の防止と対応

施策	内容	主な取組主体
ド メ ス テ ィ ッ ク・バイオレンス 被害者からの相 談	ウィズの「こころの悩み相談」においてドメスティック・バイオレンス (DV) の相談を受け付けます。	市民交流課 子ども青少年課
関係機関の連携	県が策定するDV防止対策のための基本計画との連携を図りつつ、DVについて相談から被害者保護等にかかわる関係各機関の体制と連携強化を進めます。	子ども青少年課 市民交流課
DV についての市 民啓発	DV の根絶に向けた市民啓発を行います。	子ども青少年課 市民交流課

(2)障害児への支援

障害児への発達支援

施策	内容	主な取組主体
障害者自立支援 給付などによる サービス提供	障害者自立支援法に基づき、各種サービスの提供に努め、デイサービス、ホームヘルプサービス、短期入所などによって、障害児の在宅生活を支援します。	障害福祉課
早期療育ネットワークの推進	早期療育については、障害児本人に対するサービスの充実に加えて、保護者の療育に対する理解を深められるような相談・指導体制を充実させます。	子ども療育センター
保育事業の充実	障害児の保育を充実するために、職員の資質の向上や保育士の配置などの体制整備を行うとともに、障害児保育を行うために必要となる保育施設の改善など、保育環境の充実を図ります。	子育て支援課
特別支援教育の 推進	将来の自立した生活と社会参加の実現には、それぞれの障害の種別や程度に応じた適切で一貫した教育を受けられることが重要であることから、相談・指導を充実させ、進路等に関して学校・関係機関等の連携を強化します。	学校教育課
成長に応じた支 援の持続的提供	療育相談や精神発達相談、子育て教室などの相談体制の充実を図るとともに、専門的支援員の確保を図ります。 また、サービス調整チームを設置し、成長に応じた生活 支援などの持続的な提供を進めます。	障害福祉課 健康推進課 子ども療育センター 子育て支援課 学校教育課

障害児の放課後および余暇活動

施策	内容	主な取組主体
障害児を対象と した放課後や休 暇対策	障害児の学校休暇中における活動の場を提供する日中 一時支援事業の充実に努めます。 また、休日や放課後の生活の充実を図るため、民間サー クルやボランティアを育成するとともに活動場所の確保 に努めます。	障害福祉課

(3)家庭の状況に応じた支援

ひとり親家庭への生活支援

施策	内容	主な取組主体
ひとり親家庭相 談事業等の充実	ひとり親(母子・父子)家庭等への相談や援助体制、 支援制度などに関する情報提供を充実させます。	子育て支援課
ひとり親家庭の 交流と支援	ひとり親家庭が地域でのふれあいを深められるよう、 レクリエーション活動や交流活動の機会を充実させま す。	子育て支援課
母子相談体制の 充実	ひとり親家庭の自立促進を図るため、母子自立支援員による相談を進めるとともに、母子福祉のぞみ会、母子福祉推進員など市民活動との連携によって支援体制を充実させます。また、就労支援などによる経済的自立に向けた支援を進めます。	子育て支援課
住宅セーフティ ネットの充実	ひとり親(母子・父子)家庭への住宅供給を行うこと で、住宅セーフティネットとして充実に努めます。	住宅管理室

外国籍市民への支援対策

施策	内容	主な取組主体
外国籍市民への 支援対策	「広報紙や子育て支援ガイドブック」を翻訳したり、 日本語ができない保護者からの相談に通訳を介して応じ たりして子育て支援に関する情報を外国籍市民にも周知 します。	市民交流課
外国籍児童生徒 の就学促進	就学年齢期の外国人の就学を促進し、必要に応じて母語が分かる外国人児童生徒相談員を学校に派遣し、児童 生徒や保護者への支援を進めます	学校教育課

|子育ての輪を広げるために 市民参加の推進体制

<施策目標>

8

市は、本計画を広く市民に知らせるとともに理解・参画を求め、施策の総合的、計画的展開を図り、地域における子育て支援サービス基盤の整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。また、家庭、企業・事業所、地域等が整合性のとれた子育て支援を行うことができるように調整するなど子育て支援のまちづくりに取り組みます。

また、地域住民は、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、子育て中の親の相談や子どもの健全育成などの役割を担うという意識を高めるとともに、自治会などの連携を強化し、子育ての応援ができるあたたかい地域社会をめざします。

さらに、これから親になっていく若い世代が、子どもを生み育てることに夢を持てるよう啓 発を進めます。

そして、あらゆる市民が子どもの育成、子育て家庭への支援などの意義を理解し、お互いに助け合いながら、子どもの人権の尊重、男女共同参画の推進とともに積極的に次世代育成支援を推進するまちづくりを進めていきます。

(1) 行政体制の充実

施策	内容	主な取組主体
調整会議等による調整	市の次世代育成支援に関する取組を総合的、効率的に 展開するため、「次世代育成支援対策推進本部」を組織し、 推進に努めます。	子ども未来室

(2)家庭と子どもたちを応援する地域づくり

地域への啓発

施策	内容	主な取組主体
身近な地域での 声かけの促進	健やかな子どもの育成を地域全体で支援するという視点から、新生児を地区の主任児童委員と民生委員児童委員が訪問し、相談に応じる取組を進めます。また、身近な地域でのあいさつや声かけなどを促進します。	社会福祉課

民生委員児童委員活動の充実

施策	内容	主な取組主体
民生委員児童委 員への研修など の支援	地域での重要な役割を担う民生委員児童委員に対して、次世代育成支援に関する研修の充実を図ります。また主任児童委員については、次世代育成支援における市民のリーダー的存在として力を発揮してもらえるよう、研修、活動への支援を一層進めます。	社会福祉課
家庭の孤立化防止への支援促進	子育て家庭の孤立化を防止できるよう、民生委員児童 委員など地域の関係団体・グループと連携を密にして個 別訪問など子育て支援活動を実施します。	社会福祉課

各種団体活動の育成・支援

施策	内容	主な取組主体
各種団体への研 修など支援、連携	PTAや子ども会指導者連合会など次世代育成支援に 関わる各種団体に対して、研修機会の充実を図るととも に、連携強化を進めます。	子ども未来室 生涯学習課
各種サークル活 動や NPO の育成	子育てサークル等自発的な交流・学習活動のグループの ニーズを把握し、ニーズに合った支援を行い、組織や活動 を支援します。 また、これらの活動が広く地域に広まり、安定的な活動 を継続するようNPO等の支援に努めます。	子ども未来室
身近な施設の有 効活用	集会所など地域コミュニティ施設を基盤として子ども の遊び場や地域活動の場として参加、利用できるような 運営体制の整備を働きかけます。	子ども未来室

地域主体の子育て支援

施策	内容	主な取組主体
地域との連携	子どもを社会全体で育む環境を醸成するため、地域の 活動団体との連携を深めるとともに、地域人材を指導者 とした「地域こども教室」の拡大充実を図ります。	生涯学習課

(3) みんなで次世代を育てるまちづくり

次代へつなぐ啓発活動

施策	内容	主な取組主体
性別役割分業意 識の払拭への啓 発	夫婦がともに子育てに携わり、地域で支える社会になるよう結婚・家庭・子育てに関する啓発講座の開催や広報紙等による啓発を進めます。	市民交流課

男女がともに担う子育て

施策	内容	主な取組主体
家庭内の役割についての啓発	家事や子育てなど家庭における男女共同参画を促進するため、社会教育の充実や広報などを通じて啓発を進めます。	市民交流課
男女共同参画の 啓発	次世代育成支援の根幹をなす男女共同参画の理念を浸透させるため、市民啓発の拠点施設である男女共同参画センターウィズで、講座の開催や「広報ひこね」「かけはし」を通じた情報提供を行います。また、男女共同参画地域推進員や職員による出前講座などで啓発を行います。	市民交流課

市民の参画による次世代育成

施策	内容	主な取組主体
次世代育成支援 の市民啓発	次世代育成支援の取組内容、サービス利用のほか、本 計画の推進状況などについて、ホームページなどにより、 市民周知を進めます。	子ども未来室
ボランティアの 発掘や活用	地域に根付いた子育て支援活動の機会を構築し、地域の 子どもは地域全体で育てるという意識を醸成します。 また、地域ボランティアの発掘と、それらを必要として いる市民・団体への連絡調整を充実させます。	子ども未来室
少年指導などの 活動の育成	子どものスポーツ活動や文化活動など地域活動をさら に活発にするため、これらの活動に携わる指導者の育成 を支援します。	関係各課

第5章 目標値

本市における平成 26 年度の目標事業量とその考え方については、平成 26 年度までの本市の児童数の推計値および平成 20 年度に実施したアンケートから導かれる各事業のサービス利用希望量などを根拠とします。また、目標値達成のために、各施策を着実に推進するとともに、本計画の「第6章 計画の進行管理」に示す手法によって、進捗状況の管理・評価を行うものとします。

1 身近で安心な子育て支援

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
ひこね子育てねっと・フレンズの携帯サイトの開設 による年間アクセス数	新設	3,000件	現状値は平成 21 年度
保育所数	22 箇所	23 箇所	現状値は平成 21 年度
保育所待機児童数	39人	0人	現状値は平成 21 年 4 月
19時30分までの延長保育事業実施箇所数	1 箇所	3 箇所	現状値は平成 21 年度
一時預かり事業実施箇所数	17 箇所	18 箇所	現状値は平成 21 年度
休日保育事業実施箇所数	2 箇所	3 箇所	現状値は平成 21 年度
病児・病後児保育事業実施箇所数	0 箇所	1 箇所	現状値は平成 21 年度
放課後児童クラブ待機児童数	8 7人	0人	現状値は平成 21 年度
ショートステイ事業実施箇所数	2 箇所	3 箇所	現状値は平成 21 年度

2 親子の元気を応援する保健・医療

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
八ローベビー教室受講率	16.5%	18.0%	現状値は平成 21 年度
夜 9 時までに寝ている子どもの割合	56.2%	59.0%	3 歳児健診時の問診結 果。現状値は平成 21 年 度
3 歳児の平均う歯罹患率	25.4%	23.0%	現状値は平成 21 年度
12 歳生徒の平均う歯数(永久歯)	1.49 本	1.0 本	現状値は平成 21 年度

3 子どもが心豊かに育つ遊びと学びの環境

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
小中学校の耐震化	93.7%	100.0%	耐震基準を充たしている 学校の割合 現状値は平成 21 年度
不登校状態から改善が見られた児童生徒の割合(%)	50%	80%	不登校児童生徒のうち、 教育相談等によって改善 が見られた児童生徒の割 合。現状値は平成 20 年 度

4 のびのびと子育てできるまちづくり

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
(仮称)「赤ちゃんの駅」設置数	新設	3 0 箇所	現状値は平成 21 年度
歩道のバリアフリー整備率	63%	81%	市内市道の特定経路の整 備済み延長÷計画延長 現状値は平成 20 年度

5 仕事と子育ての両立に向けた支援

指標	現況	目標値 平成 2 6 年度	備考
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業数	8 事業所	20 事業所	現状値は平成 20 年度

6 子どもも大人も安心できる生活環境

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
不審者情報発信回数	28 回	14回	現状値は平成 21 年度
スクールガードの登録者数	1,635人	1,850人	現状値は平成 21 年 1 2 月現在

7 みんなが共に生きるまちづくり

指標	現況	目標値 平成 2 6 年度	備考
外国人児童生徒相談対応率	80%	100%	希望相談件数に対す る派遣相談員による 対応件数割合。現状値 は平成 20 年度
母子家庭自立支援給付件数	2 件	10件	現状値は平成 20 年度
子ども療育センター利用実人数	132人	154人	現状値は平成 22年 2月現在

8 子育ての輪を広げるために

指標	現況	目標値 平成 26 年度	備考
子育てサークル数	13 サークル	16 サークル	
子育てサポーター数	53人	75 人	
男女共同参画センターウィズ講座年間受講者数	1,085	1,200	カルチャー講座除く。

第6章 計画の進行管理

(1)計画の推進

本計画の実現に向けて、家庭、地域、企業・事業所、行政がそれぞれの役割を果たしていくとともに、行政は施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市民・関係団体等との連携や行政内部の体制整備を次のように進めます。

市民や関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図るとともに、事業の推進・調整を行い、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。

市民参加の促進

ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成を進めます。

広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取組を支援し、子育て環境づくりに市民が参加するよう促します。また、子ども自身がまちづくりに主体的に参画できる機会づくりに努めます。

庁内の連携

個々の施策は、それぞれの担当部門が主体的に推進していきますが、これらが全体としてバランスよく展開できるよう、次世代育成支援対策主管課(現在はこども未来室)が中心となり、関係部局と連携を図りながら、計画の推進を図ります。

施策の効率的・効果的推進

常に子どもや親の人権の尊重に配慮しつつ、最小の経費で最大の効果を得られるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自主的取組を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

(2)計画の進捗状況の管理・評価

「彦根市次世代育成支援対策地域協議会」

本計画に基づく施策を推進するため、「彦根市次世代育成支援対策地域協議会」(市民・関係機関の代表者により構成)によって本計画の進捗状況の管理・評価を行うものとします。

「次世代育成支援対策推進本部」

庁内においては、施策の総合的推進を図るため、「次世代育成支援対策推進会議」によって本計画の進捗状況の管理・評価および各部局間の調整を行うものとします。

進捗状況の把握と公表

年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。なお、計画の進捗状況については、各施策の担当課のヒアリングにより確認し、その評価については客観性を確保できるよう検討します。また、結果については広く市民に公表し、進行管理の透明性を図ります。